

入札監理小委員会における審議の結果報告 内閣府 LAN（共通システム）の運用管理業務

内閣府 LAN（共通システム）の運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年 1 月から民間競争入札による業務を実施することとされている。当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべき公共サービスの質について

【論点】

確保されるべき質のうち、「障害報告時間」の算出の起点となる時刻として、「障害発生時刻」「障害の事象を確認してから」の 2 つの記載があり、時間差がある。実際の運用に即し表現を統一すべきではないか。

【対応】

「障害発生時刻」を「障害確認時刻」に修正を行った。

（資料 2-2、通し番号 9/186 頁）

2. 構築業務の適切な情報開示及び引継について

【論点】

民間事業者が本運用管理業務の入札に参加するに当たり、別途先立って調達を行う構築業務について、適切な情報開示及び引継がされることになっているか。

【対応】

構築業務の仕様書では操作マニュアル等により引継を行うことを要件しているとともに、本業務の実施要項（案）には当該マニュアル等の閲覧が可能な旨等明記されているが、更に入札説明会においてこれらの具体的な説明を必ず行うこととした。

（資料 2-2、通し番号 16/186 頁）

3. 意見招請及びパブリックコメントによる対応について

意見招請において、3 者から 27 件の意見が提出された（パブリックコメントは意見なし）。意見を踏まえ、入札参加資格の範囲（対象）の拡大、運用対象となる端末数の明確化、管理業務の負荷軽減のため作業実績報告等の頻度の変更、具体的な業務量の明示等、10 件について必要な修正を行った。

（資料 2-2、通し番号 7、12、34、35、83、85、101、105、111、155/186 頁）

以上